

強い経営体育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、協業組織及び農業法人の育成並びに個人経営体の大規模化支援等による雇用の創出及び優良農地の維持を強力に推進するため、生産拡大や輸出等の販路拡大、加工品づくり、人材育成等の取組により経営発展を図る事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において、事業実施主体とは、第3の認定を受けた協業組織及び農業法人並びにモデル経営体をいい、その定義は別表1のとおりとする。

(協業営農発展計画の認定)

第3 この補助事業を実施するにあたっては、協業組織及び農業法人においては協業営農発展計画を、モデル経営体においては農業経営発展計画書（以下、両計画を指す場合は「発展計画」という。）を提出し、強い経営体育成支援事業実施要領（令和5年4月1日施行）に基づく知事の認定を受けなければならない。

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、第3の認定を受けた発展計画に位置づけられたものであって、事業実施主体が行う別表2に掲げる事業とする。

(補助対象期間)

第5 補助対象期間は、発展計画に位置づけられた3年を限度とする。ただし、補助金の交付の決定は、年度毎に当該年度の補助対象事業分について行うものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第6 補助対象事業における補助対象経費及び補助率は、別表2及び3に定めるところとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、別表4に定めるところとする。

3 発展計画において国及び県の他の補助事業の活用が可能な内容については、本事業の補助対象外とする。

(事業実施に当たっての留意事項)

第7 事業実施により導入する施設の規模及び構造は、事業の目的に合致するものとし、補助対象事業費は、事業実施地区の実状に即した適正な価格により算出する

ものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第8 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	正副各1部
収支予算書	別記第2号様式	同上

(交付条件)

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の30パーセント以下の配分変更を除く。）を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については次の条件に従わなければならない。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理台帳を備え付け、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- (5) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 発展計画の期間内において、当該計画が正当な理由なく中止・変更された場合、事業実施主体に対して、補助事業により取得し、又は効用が増加した施設及び機械、器具の残存耐用年数に応じて、その取得等に活用した補助金の返還を求めるものとする。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた最終年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (8) 事業実施主体の役員が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（事業計画の変更）

- 第10 第9の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、強い経営体育成支援事業変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第11の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。
- 2 第9の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、強い経営体育成支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

- 第11 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、強い経営体支援事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（着手の制限）

- 第12 第3の規定による認定を受けた者は、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した強い経営体育成支援事業補助金交付決定前着手届（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

- 第13 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第 1 号様式	正副各 1 部	事業完了後、速やかに提出すること
収支精算書	別記第 2 号様式	同上	同上

(補助金の概算払)

第14 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、強い経営体育成支援事業補助金概算払請求書（別記第7号様式）に請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第15 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の本店または本拠地を管轄する振興局を経由しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

2 改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 関係)

組織名	定義
協業組織 農業法人	<p>3 戸以上の農業者で組織され、規約に協業の理念や運営体制等に加えて、生産・販売・加工等のいずれかの新たに行う協業の取組が明記され、協業組織としての販売戦略の確立が見込める組織（協業組織）及び法人（農業法人）とする。</p> <p>なお、役員に就任している農業者、当該組織へ出資している農業者を 1 戸と数え、県内に本店（協業組織の場合は本拠地）を置く組織とする。</p> <p>また、農業法人の場合、その形態は会社法に基づく株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 に規定される農事組合法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条の 1 に規定される一般社団法人並びに社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定される社会福祉法人とする。</p>
モデル経営体	<p>下記の個人経営体及び法人経営体とする。</p> <p>1 個人経営体 住所を県内に置き、個人（世帯）として農業を行う経営体。 ただし、年間売上高が概ね 2,000 万円未満又は主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得が概ね 400 万円未満の経営体に限る。 また、農業経営実績が 1 年未満の経営体は個人経営体から除く。</p> <p>2 法人経営体 本店を県内に置き、法人として農業をおこなう経営体。 ただし、農業部門における年間売上高が概ね 2,000 万円未満の経営体又は農業に常時従事する者 1 人あたりの年間給与所得が概ね 400 万円未満の経営体に限る。 なお、本表で定義する農業法人は法人経営体から除き、法人経営体の形態は、農業法人と同じとする。</p>

別表 2 (第 4、第 6 関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率
生産拡大	協業組織・ 農業法人 モデル経営体	生産の効率化及び農産物の高品質化に要する下記の経費 ア 農地・農道等の造成・整備・改修に要する経費 イ 農業機械・施設の導入・整備・改修に要する経費 ウ 新品種・新技術の導入に要する経費 エ ア～ウに該当しない取組に係る経費のうち、発展計画において必要と認められた経費	1/3以内
		遊休農地を買い入れ又は借り入れた場合の土壌改良に要する経費	定額 (10万円/10a)
労働力 確保	協業組織・ 農業法人	労働力の確保に要する下記の経費 ア 雇用労働力確保のための施設・設備（宿泊施設等）の整備・改修に要する経費 イ アによる整備・改修と一体的に行う付帯設備の取得・設置に要する経費	1/3以内
	モデル経営体	労働力の確保に要する下記の経費 ア 雇用労働力確保のための施設・設備（宿泊施設等）の改修に要する経費 イ アによる改修と一体的に行う付帯設備の取得・設置に要する経費	1/3以内 または 1/4以内
加工品 づくり	協業組織・ 農業法人 モデル経営体	自ら生産した農産物を主たる原料とした加工品の創出に要する下記の経費 ア 加工施設・機械の整備・改修・導入に要する経費 イ 委託加工の試行及びパッケージの試作・デザイン等に要する経費 ウ ア～イに該当しない取組に係る経費のうち、発展計画において必要と認められた経費	1/3以内
輸出等 販売促進	協業組織・ 農業法人 モデル経営体	輸出及び新規販路開拓等の販売促進に要する下記の経費 ア 販売促進ツールの作成・導入及びオリジナル包装資材の作成に要する経費 イ 営業活動に要する経費 ウ 各種認証取得等に要する経費 エ ア～ウに該当しない取組に係る経費のうち、発展計画において必要と認められた経費	1/3以内
人材育成 (組織強化 含む)	協業組織・ 農業法人 モデル経営体	営業人材等の雇用及び専門家相談等の人材育成並びに組織強化に要する下記の経費 ア 営業・企画・総務等の活動を担う人材の雇用に要する経費 イ 組織強化のための専門家相談（経営・企画・税務等）等に要する経費	1/2以内

別表3（第6関係）

別表2による労働力確保－モデル経営体の補助率は、下表のとおりとする。

事業区分	事業実施主体	区 分	補助率
労働力確保	モデル経営体	ア 和歌山県農家民泊施設等認定制度による認定を受けた者	1/3以内
		イ 和歌山県農家民泊施設等認定制度による認定を受けていない者	
		イ－1 雇用労働者の延べ雇用月数*が6ヶ月以上	1/3以内
		イ－1 雇用労働者の延べ雇用月数*が6ヶ月未満	1/4以内

※複数の労働者を雇用する場合は、各労働者の雇用月数の合計

（雇用契約書により雇用月数を確認）

別表4（第6関係）

表の補助金上限額は、発展計画に位置付けられた3年間の補助金合計額の上限とする。

<p>協業組織 農業法人</p>	<p>下記ア及びイの算出結果のいずれか低い額とする。 ただし、下限は10,000千円、上限は40,000千円とする。 ア 申請時点における構成農家数から3を減じた数に250万円を乗じた額と1,000万円の合計額 イ 申請時点における耕作面積（ヘクタール単位。協業組織の場合は構成農家による所有及び借入農地面積の合計、農業法人の場合は農業法人による所有及び借入農地面積の合計とし、園芸用施設（園芸用ガラス室及びハウス）の面積は10を乗じて算入する）から3を減じた数に250万円を乗じた額と1,000万円の合計額 なお、労働力確保の補助上限額は1,000万円、人材育成における人材雇用の補助上限額は90万円（新規雇用者1名あたり）とする。</p>
<p>モデル 経営体</p>	<p>1,000万円。 ただし、労働力確保の補助上限額は200万円、人材育成における人材雇用の補助上限額は90万円（新規雇用者1名あたり）とする。</p>

強い経営体育成支援事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業年度

事業実施主体名

1. 事業目的（変更の理由）

--

2. 事業の内容

事業区分	事業内容	施行箇所 (実施場所)	機械・施設 等の名称	規模・面積 /性能	数量	事業費 (円)	うち 補助対象 事業費 (円)	県費 (円)	事業費負担の内訳			実施期間		
									合計 (円)	その他		着手 予定日	竣工 予定日	
										うち 自己財源	うち 借入金			借入金の調達先
生産拡大														
	小計					0	0	0	0	0	0			
労働力確保														
	小計					0	0	0	0	0	0			
加工品づくり														
	小計					0	0	0	0	0	0			
輸出等販売促進														
	小計					0	0	0	0	0	0			
人材育成														
	小計					0	0	0	0	0	0			
	合計					0	0	0	0	0	0			

（注）変更があった場合、変更前を上段に（ ）を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

3. 事業完了（予定）年月日

4. 添付書類

（注）役員名簿（法人の場合）、見積書、事業費積算資料、カタログ、事業実施地区位置等の添付書類を記載すること。

強い経営体育成支援事業実施明細書（ソフト事業）

事業年度： 年度

事業区分	事業内容	実施時期	回数	対象経費区分	明細・内訳	金額（円）	備考
生産拡大							
	小 計					0	
加工品 づくり							
	小 計					0	
輸出等 販路拡大							
	小 計					0	
人材育成							
	小 計					0	
合 計						0	

（注）ソフト事業分について作成すること。

（注）積算の分かる明細を添付すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支精算書）

1 収入の部 (円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
県費補助金			0	
市町村費			0	
その他			0	
計	0	0	0	

2 支出の部 (円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
生産拡大			0	
労働力確保			0	
加工品づくり			0	
輸出等販売促進			0	
人材育成			0	
計	0	0	0	

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の額を上段括弧書きとすること。

強い経営体育成支援事業全体計画書

事業実施主体名：

事業区分	1年目（年度）				2年目（年度）				3年目（年度）				備考
	事業内容	事業費	うち補助 対象事業費	うち県費	事業内容	事業費	うち補助 対象事業費	うち県費	事業内容	事業費	うち補助 対象事業費	うち県費	
生産拡大													
	小計	0	0	0	小計	0	0	0	小計	0	0	0	
労働力 確保													
	小計	0	0	0	小計	0	0	0	小計	0	0	0	
加工品 づくり													
	小計	0	0	0	小計	0	0	0	小計	0	0	0	
輸出等 販路拡大													
	小計	0	0	0	小計	0	0	0	小計	0	0	0	
人材育成													
	小計	0	0	0	小計	0	0	0	小計	0	0	0	
	合計	0	0	0	合計	0	0	0	合計	0	0	0	

強い経営体育成支援事業 関連事業実施計画

区分	事業名	実施年度	事業内容	規模等	事業費（円）	補助金（円）
県単						
国庫						

別記第3号様式（第9関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
団体名・代表者氏名

年度強い経営体育成支援事業補助金仕入に係る消費税等相当額
報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、強い経営体育成支援事業補助金交付要綱第5の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 県補助金等交付規則第14条による補助金の額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

※参考資料を添付すること。

別記第4号様式（第10関係）

年度強い経営体育育成支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）のあった標記事業について、下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したいので、強い経営体育育成支援事業補助金交付要綱第10の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

別記第5号様式（第11関係）

年度強い経営体育成支援事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、補助金の追加交付（減額承認）を受けたいので、強い経営体育成支援事業補助金交付要綱第11の規定により関係書類を添えて申請します。

別記第6号様式（第12関係）

年度強い経営体育成支援事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
団体名・代表者氏名

年度強い経営体育成支援事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業区分	事業内容	事業量	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記第7号様式（第14関係）

年度強い経営体育成支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、
和歌山県補助金等交付規則第16条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円